明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第三条の十七の二第三項第一号中「第八項」を「第七項」に改め、同項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「書類（」を「、書類（」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「、住所並びに」を「、住所並びに」に改め、同項を同条第十項とする。

第三条の十八第四十二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五十一項を同条第五十四項とし、同条第五十項の次に次の三項を加える。

51　非居住者又は外国法人が信託（法第五条の二第二十五項に規定する信託をいう。次項において同じ。）の信託財産に属する同条第二十五項に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同条第四項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における第二項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十一項、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十三項、第二十六項から第二十九項まで、第三十一項及び第四十七項の規定の適用については、第二項第三号、第五項第二号、第七項第一号、第九項第二号、第十七項第一号、第十八項第一号、第二十三項、第二十六項第三号及び第四号、第二十七項第六号及び第七号並びに第三十一項中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、第五項第三号、第九項第四号、第十七項第二号、第十八項第二号、第二十七項第五号及び第二十八項第二号中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者に係る特定振替機関」と、第十一項第二号及び第三号並びに第二十八項第三号イ中「特定振替機関等」とあるのは「特定振替機関」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第二号	第五条の二第一項に規定する特定振替機関等	第五条の二第二十五項に規定する信託の受託者
	特定振替機関等」という。）	特定受託者」という。）に係る法第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関（当該特定受託者が受託者である同条第四項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号に規定する振替記載等に係る同項第一号に規定する特定振替機関に限る。第二十二項を除き、以下この条において同じ。）
第三項第一号	特定振替機関等	特定受託者
第七項第三号	特定振替機関等	特定受託者に係る特定振替機関
第十五項第一号	特定振替機関等	法第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）
第十六項	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）
第二十項	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者。第四十九項において同じ。）

第二十九項	が特定振替機関等	が特定振替機関
第二十九項第二号	特定振替機関等	特定振替機関に係る特定受託者
第四十七項第一号	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）

52　施行令第三条第五十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託の名称並びに施行令第三条第五十二項の規定による通知をする当該信託の受託者（次項において「特定受託者」という。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　施行令第三条第五十一項の規定により読み替えられた同条第二十項第二号又は同条第二十一項第二号に規定する前所有者の施行令第三条第五十二項に規定する振替国債又は振替地方債が同条第五十一項の規定により読み替えられた同条第二十項第二号に掲げる振替国債又は同条第二十一項第二号に掲げる振替地方債であることを証する事項

三　非居住者又は外国法人が法第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関（次項において「特定振替機関」という。）から同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第十一項に規定する非課税区分又は同条第十二項に規定する非課税区分において振替記載等を受ける施行令第三条第五十二項に規定する振替国債又は振替地方債の銘柄

四　その他参考となるべき事項

53　施行令第三条第五十二項に規定する財務省令で定めるものは、特定振替機関又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る特定受託者であることを確認できる方法に限る。）とする。

第三条の十九第六項中「第十五項から第五十一項まで」を「第十五項から第五十四項まで」に、「第四十八項から第五十一項まで」を「第四十八項から第五十三項まで」に改め、同項の表前条第三項第三号の項中

適格外国仲介業者の特定国外営業所等	法第五条の三第四項第五号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）の同項第六号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）

を

特定振替機関等に係る確認	法第五条の三第四項第五号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）の同項第六号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）
振替社債等に係る確認	
外国仲介業者の特定国外営業所	

に改め、同表前条第五十一項の項を次のように改める。